

最高裁秘書第1820号

令和6年7月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年6月18日付け（同月20日受付、第060120号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所に対する司法行政文書開示請求に基づき、令和4年4月現在までの最高裁判所の職員配置図記載の職員の氏名を開示し続けた結果として、最高裁判所の庁舎管理事務及び警備事務の遂行にどのような支障が生じたかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話 03 (4233) 5240 (直通)